

## エジプトにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	商業代理業務および輸入業への規制	・商業代理業については、商業代理業法(1982年法律120号)により、エジプト資本100%の企業であることが求められる。 ・商業目的の輸入については、輸入者登録法(1982年法律121号、2017年7号改定)により、エジプト資本が51%以上の企業であることなどの条件がある。ただし、投資保護・優遇措置法(1997年法律8号)に基づいて設立された企業は、輸入者登録をすることなく、必要機材・原料等を輸入することが可能である。	・輸出入規制やライセンス問題が結果として外資参入の障壁となっているケースが多く、関連法・規制の抜本的な見直しをエジプト政府へ求めて頂きたい。	・商業代理業法(1982年法律120号) ・輸入者登録法(1982年法律121号、2017年7号改定) ・投資保護・優遇措置法(1997年法律8号)
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	輸入規制(輸入ライセンス制)	・2016年1月16日、エジプト貿易・産業省は外国の工場および企業が、同省令指定に該当する品目をエジプト向けに輸出する場合、同工場・企業をエジプト輸出入管理公団に事前に登録することを義務付ける旨、公布。 (HS72.13/72.14/72.15) 2016年3月16日、施行。		・2016年43号省令
	日化協	(2)	製造年月日規制	・納入製品は1ロットに限定されるため、生産数量の調整が煩雑、且つ、製造後6か月以内に現地到着が必要であり、受注確定からのスケジュールが非常にタイトとなる。	・化学品など科学的に安定性が証明されているものについては、適用除外として頂きたい。	
	日機輸	(3)	通関業務	・ブランドを付したパーツの税関による検査がない。エジプトの現地生産の許可を得ている輸入者がドバイにて有名ブランドの商品を購入しドバイにて分解、パーツとして輸出し、完成品に対する高関税を回避している。さらに、当該輸入者は、内部パーツの一部(モータ等)を粗悪なものに変更した上で、エジプト国内で組み立てた後、日本製やマレーシア製を騙り販売を実施している。この結果、当社は不当に安く、粗悪な流入品に対して対応を迫られることになっている。	・ブランドが付された部品の輸入にあたり、ブランドオーナーの承諾を必要とするよう手続きを改定してほしい。	
	日機輸	(4)	輸出入規制	・General Organization for Export and Import Control(GOEIC)に新工場登録を要求されており、この登録が完了するまで、輸入を制限される。登録には文書提出後、通産省からの承認を得るまで、約2ヶ月間待機しなければならない。	・新基準の適用基準と手続きの明確化を図ってほしい。 ・通産省においては、承認権限の委託を通じて承認に要する期間を短縮してほしい。	
	日機輸	(5)	放射線検査義務	・2011年の東日本大震災以後、日本からの全輸入品への放射線検査が義務付けられている。当該検査対応に1-2週間の待機期間を有している。	・放射線検査を廃止してほしい。	
	日機輸	(6)	関税分類の突然の変更	・税関による関税率変更が施行期間なしに変更されるため、当社は変更の都度、新関税率への対応と当局とのネゴシエーションを行う必要がある。本年度については、現地生産テレビのSKD(Semi Knock Down)パーツ関税が突然の変更となり、CKD(Complete Knock Down)への対応をせざるを得ない状況になっている。	・関税率変更の際に十分な施行期間を設けるようにしてほしい。	
10 自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輸	(1)	外国人労働者の割合規制	・フリーゾーンに設立された企業は、投資保護・優遇措置法(1997年法律8号)施行規則(首相令2004年1247号)により、外国人労働者の割合が総従業員数の25%を超えてはならないとされている。		・投資保護・優遇措置法(1997年法律8号)施行規則(首相令2004年1247号)

\*経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12 為替管理	日機輸	(1)	外貨の供給	取引先エジプト企業の外貨保有が十分では無い。2016年11月外貨が自由化され、外貨準備は回復しているが、民間企業に対する外貨供給が不十分。	エジプト民間企業に十分なドル供給が行きわたる施策をお願いしたい。	中銀の外貨管理施策
14 税制	日商 日商 日商	(1)	不明瞭な税申告、納税方法	税番取得必要の場合(一旦納税後還付方式の場合)には、現地工事現場事務所を設立せねばならないことになる。 仮に顧問弁護士から、口述意見や書面意見を取り付けるにしても、有償高額で、結果決め手に欠く意見であることが少なくない。 現地工事現場事務所(例えば一年程の短期)を設ける、設けないということ(判断)が、グラント案件の場合に無税と謳ってあっても、税番(一旦納税が故。一旦納税後、後日還付方式の場合)をとらんが為に、事務所を設けざるを得ないのか、設けなくていいのかという判断になり、困惑することがある。	無償案件(非課税)の場合の、税申告、納税方法、還付方法、といった事柄を、プロジェクトごとに都度明示頂きたい。	すべての Foreign Grant/Aid 案件については大統領若しくは議会承認の下に実施されるが故、案件毎個別対応。(General Law は適応せず)
	日機輸	(2)	税制改正の不明瞭・細則の不備	2016年9月に付加価値税(13%)が導入、即日適用されたが細則が発効されたのが2017年3月と細かい規定が不明瞭なまま徴収が進められた。内税方式での契約であった為、契約遂行中の法令変更による追加申し出を行うも、実態として細則が発効されるまで議論を始めることが出来ず、追加となった税額につき当社での支払いを余儀なくされた。パブリックコメント募集はされたが、法律施行後であり、実質的に意味をなしていなかった。	パブリックコメント募集は法律施行(適用)前に実施され、コメントを適宜反映したものが施行されるという手続きにして頂きたい。	
16 雇用	日商  日機輸	(1)	現地従業員の雇用義務	邦人一名を置く限りは、最低雇用従業員数を常時満たす必要がある。撤退した事業分野で業界専門職化した職員の雇用継続・懸かる職能の転用/配置替え若しくは不当性なき円満解雇が求められるため、新規事業分野での新規雇用の阻害要因ともなってくる。日本人要員の派遣受け容れを一定期間するだけでも、適用されることにより、弾力的な地域要員育成は事実上困難となっている。 外国人労働者は、総従業員数の10%を超えてはならないとされている。支店、株式会社および有限責任会社については、総従業員数の10%を超える外国人従業員の雇用禁止に加え、総賃金の20%以上の額の外国人従業員への支払禁止の規制もある。	規制の撤廃若しくは緩和。  現地人雇用については、外資企業に対話機会を提供するとともに、業界に応じ規制緩和を行う等、柔軟な対応・法整備をお願いしたい。	雇用法(2003年 as amended)第12項136条; “the number of the foreign workers in any establishment though it might have several braches, shall not exceed 10% of the total number of its workers” 会社法(1981年法律159号)第174条、労働力・移民省令2015年305号
17 知的財産制度運用	時計協	(1)	商標権変更申請手続の遅延	商標の変更申請(社名変更など)の手続きに時間がかかりすぎる。(9年以上経過しているが終了していない例が認められる)。	変更申請手続きの迅速化を希望。	
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	新標準規格の運用・手続の不明瞭	エジプト新標準規格の適用がすべての輸入者と現地製造会社に適用されているわけではないが、新標準規格を充足していることを確認するまで、ビジネスが中断される(VCのサクシオンパワー等)。	新基準の適用基準と手続きの明確化を図って欲しい。	
	日機輸	(2)	独自の新標準規格	新エジプト標準規格がグローバル標準規格を合致していないことから、当社がグローバル基準に合致していても、都度エジプト標準規格に合わせた検査対応をしなければならない。	エジプト新標準規格をグローバル標準規格に合わせた形で改定してほしい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法令・規則の未整備	<p>・2016年春頃より、明文法がないにもかかわらず、重量物の内陸輸送に対してFS費用や道路修復費用と称する徴収が始まった。結果的に2016年11月に道路局による条例という形で明文化されたが、徴収金額は担当者の裁量に委ねられており、現地輸送業者ですら計算過程を把握する事ができないまま支払せざるを得なかった。</p>	<p>・原則として法令は明文化して頂きたい。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。